

台湾海洋汚染防止法改正

海洋汚染防止法（以下、「法」という）は、台湾の管轄下にある水域や海域の汚染を防止・管理するための規則を定めたもので、2000年に採択された。2023年5月31日から施行される同法の改正では、罰則の強化、責任と規則の明確化、内部告発制度の新設が規定されている。その概要は以下のとおりである：

高水準の行政罰

同法に基づく行政罰の最高額は、従来の150万台湾ドル以下から1億台湾ドル以下に大幅に引き上げられた。

最も重要なものは、石油輸送、海洋工事、海洋投棄、その他海洋汚染を引き起こす可能性のある行為に従事し、海洋汚染を引き起こした者に対する罰金であり、その罰金額は30万台湾ドル以上150万台湾ドル以下から30万台湾ドル以上1億台湾ドル以下に引き上げられた（第47条第1項）。上記緊急事態の処理に協力しなかった者に対する罰金は50万台湾ドル以上5,000万台湾ドル以下となり、従来の10万台湾ドル以上50万台湾ドル以下から大幅に引き上げられた（第47条第1項）。

船舶が海難その他の事故に遭い、海洋汚染またはその懸念が生じた場合、船舶所有者が汚染防止、除去または軽減のための措置を速やかに講じなかった場合の罰金は、30万台湾ドル以上150万台湾ドル以下から30万台湾ドル以上3,000万台湾ドル以下に大幅に引き上げられる（第50条第2項）。さらに、所定の期間内に汚染の懸念や程度が改善されない場合、船主に対して連日罰金を科すことができる（第50条）。

刑事罰の適用

故意に虚偽の情報を報告し、または虚偽の業務記録を保存した者に対しては、3年以下の懲役、拘留および/または30万台湾ドル以上500万台湾ドル以下の罰金を科す（第43条）。また、主管官庁の業務停止命令に従わない場合、2年以下の懲役、拘留および/または50万台湾ドル以上1000万台湾ドル以下の罰金に処する（第44条）。

損害賠償責任の明示

船舶所有者に対して請求可能な海洋汚染の防止および/または制御のために発生した費用は、改正の中で以下のように説明されている：

1. 海洋汚染の防止、監視、排除または軽減措置に要する費用。
2. 海洋または沿岸の環境改善およびモニタリングの実施に要する費用。
3. 海洋汚染発生時の水質監視および被害調査に要する経費。
4. 油や汚染物質のサンプリングや分析にかかる費用
5. 海洋汚染事故により発生した海洋廃棄物の撤去・処理費用
6. 国内外の専門家による審査、協議、出張のための費用。

7. 関連する時間外労働、旅費、食費、郵便・通信費、燃料費、輸送車両のレンタル料、緊急対応用地の賃貸料、その他職員が緊急措置を実施し、廃棄物を除去・処理するために必要な費用（第35条）。

また、今回の改正では、同法違反により船舶の航行が禁止されるだけでなく、船主および重要な乗組員の台湾出国も制限される。また、保証を提供した者（第38条第1項）を除き、船舶、船舶所有者および重要な乗組員が再び台湾の領土および領海に入域した場合にも制限が適用される。

ただし、前記保証・担保の額が、関係当局が緊急措置、後始末、処理に要した費用および損害賠償に不足する場合、船舶所有者は、関係当局から通知された期限内に担保を補填しなければならない（第38条第2項）。これを怠った場合、60万台湾ドルから3,000万台湾ドルの罰金が科され、制限期間内に担保を補填するよう命じられることがある。期限内に補填しなかった場合、毎日連続して罰金が科すされることがある（第49条）。

所轄官庁の前記費用請求権の優先順位は、抵当権、先取特権および債務に優先する（第39条第1項）。

違法な利益の剥奪の採用

同法は、同法に違反し利益を得た者から、その利益を剥奪する法的根拠を規定している。複数の当事者が関与する場合も同法に規定されている（第63条）。

汚染者に対する回収手続きの簡素化

当局の権利の保全、罰金の執行、違法利益の回収を可能にするため、当局が裁判所に対して汚染者の財産に対する仮差押えまたは仮処分を申請する場合、担保を提供することなく行うことができる（第2項第39条）。

内部通報制度の導入

新法では内部告発制度が採用され、以下の2点が規定されている：

1. 国民は、本法に違反する行為を通報するため、所轄官庁に事実を陳述し、または証拠資料を提出することができる（第64条第1項）。
2. 従業員は使用者の本法違反を申告することが奨励され、利害関係を有する従業員が本法違反を主管官庁に申告した場合、使用者が従業員に対して行った不利益な措置は無効となり、違法行為に関与し主管官庁に申告した従業員には刑事責任の減免が与えられる（第46条）。

結論

台湾政府の海洋汚染に対する断固とした管理姿勢は、上記の改正をより厳格かつ包括的な規則で施行することで示された。所轄官庁との効果的な連携は、同法違反が発生した場合にクラブと組合員の利益を守るために、より重要である。

※改正前と改正後の条文の比較は割愛。